

北九州市監査公表第7号

令和2年2月21日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、会計室、危機管理室、秘書室、広報室、技術監理局、港湾空港局、消防局及び監査委員行政委員会事務局の平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

令和元年7月4日から令和2年2月6日まで

## 4 監査の結果

### (1) 会計室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

### (2) 危機管理室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

#### ア 契約事務

##### (ア) 委託契約事務について

###### (危機管理室危機管理課)

地区 B o u s a i 会議運営支援業務では、地区 B o u s a i 会議や防災訓練で使用する消耗品の準備や、市が派遣を依頼したファシリテーターへの謝金の支払い等を委託している。

この委託業務では、各ファシリテーターへの謝金の支払いが主な業務となっているが、その支払状況を領収書等により確認していなかった。また、委託業者との協議により、各ファシリテーターへ支払う謝金の金額を、仕様書に定めた額から一部変えていたが、契約変更することなく委託料を執行していた。

市委託業務要綱では、委託業務が完了したときは、速やかに完了報告書等を徴し、履行確認を行うこととされており、委託に当たっては、業務の内容や範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

### (3) 秘書室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

### (4) 広報室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

### (5) 技術監理局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

## (6) 港湾空港局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

### ア 契約事務

#### (ア) 委託契約事務について

(港湾空港局総務課)

港湾空港局門司庁舎清掃外業務委託において、仕様書と異なる作業回数で積算がなされる等、予定価格が適正に定められていなかった。

また、仕様書どおり契約が履行されていないにもかかわらず、履行内容の精査を行うことなく委託料を支出していた。

市契約規則では、契約を行う場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならないとされている。また、地方自治法及び市委託業務要綱では、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならず、業務が完了したときは、履行の確認又は成果物の検査及び検収を行うこととされている。

適正な事務処理をされたい。

### イ 財産管理

#### (ア) 公有財産の管理について

(港湾空港局港営課、整備保全課)

行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付等について、局長の専決事項である新規許可等に係る決裁を全て課長決裁としていた。

また、新規の許可や貸付を行う場合には、財政局への合議が必要であるがなされていなかった。

目的外使用料の減免について、定められた専決区分まで決裁を行っていないものや財政局への合議を行っていないものがあつた。

行政財産の目的外使用許可について、市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、許可、認可、免許、登録その他の行政処分はその重要度により専決事項が副市長以下で区分されており、公有財産管理の手引きで、新規の許可は局長決裁、更新は課長決裁とされている。また普通財産の貸付について、専決規程では、200万円

以下の不動産その他の貸付等は、更新の場合を除き局長の専決事項とされている。

目的外使用料の減免については、専決規程で、更新の場合などを除き副市長の専決事項とされている。

財政局への合議について、市公有財産管理規則では、行政財産の目的外使用許可や普通財産の貸付をしようとするときは、軽易なものを除き、財政局長に合議するものとされており、軽易なものの範囲は、公有財産管理に関する条例、規則の解釈運用について（財政局長通知）で示されている。

適正な事務処理をされたい。

## （７）消防局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

### ア 収入事務

#### （ア）光熱水費の実費徴収について

（消防局小倉北消防署予防課）

小倉北消防署本署及び浅野分署において、清涼飲料水自動販売機の設置に伴う電気料金実費相当額を誤った金額で調定し徴収していた。

地方自治法施行令では、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないとされている。

また、市会計規則では、歳入の調定をするときは、納入すべき金額は法令等に照らしその算定を誤っていないか調査し、これをしなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

## （８）監査委員行政委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。